

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間
公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書
要約書

令和5年12月

浦添市土地開発公社
那覇港管理組合

はじめに

本図書は、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、条例第 77 号）第 5 条の規定に基づき作成した「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」である。

なお、本方法書に係る手続きは、平成 24 年 11 月 28 日付けで公告した「那覇港浦添ふ頭コースタルリゾート地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」について、令和 5 年 3 月の那覇港港湾計画改訂に伴い対象事業の内容が変更されたことから、沖縄県環境影響評価条例第 25 条に基づき実施するものである。また、同港湾計画の改訂に伴い、事業名称についても「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」に変更する。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。

< 目 次 >

第1章 事業者の氏名及び住所等	1-1
1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.2 対象事業の名称	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.2.1 対象事業の種類	2-1
2.2.2 対象事業実施区域	2-1
2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項	2-4
2.2.4 対象事業に係る工事計画	2-7
2.2.5 対象事業計画の検討経緯（港湾計画）	2-10
2.3 その他の対象事業の内容に関する事項	2-13
2.3.1 環境保全に係る基本的な考え方	2-13
2.3.2 牧港補給地区跡地利用計画	2-17
2.3.3 那覇港湾施設の移設に関する経緯について	2-19
第3章 対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる 地域の概況	3-1
3.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	3-1
3.2 地域特性	3-3
3.2.1 社会的状況	3-3
3.2.2 関係法令等の指定、規制等	3-6
3.2.3 自然的状況	3-10
第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4.1 環境影響評価の項目	4-1
4.1.1 事業特性と地域特性	4-1
4.1.2 影響要因及び環境要素の抽出	4-3
4.1.3 環境影響評価の項目の選定	4-4
4.1.4 選定理由	4-6
4.2 調査及び予測の手法	4-8
4.2.1 大気質	4-9
4.2.2 騒音	4-13
4.2.3 振動	4-18
4.2.4 水象	4-23
4.2.5 水の汚れ	4-29

4.2.6 赤土等による水の濁り	4-34
4.2.7 底質	4-38
4.2.8 地形	4-43
4.2.9 陸域生物	4-46
4.2.10 海域生物	4-54
4.2.11 海域生態系	4-68
4.2.12 景観	4-71
4.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場	4-75
4.2.14 歴史的・文化的環境	4-78
4.2.15 廃棄物等	4-81
4.2.16 温室効果ガス等	4-82
4.3 評価の手法	4-84
4.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価	4-84
4.3.2 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性...	4-86

第 1 章 事業者の氏名及び住所等

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 浦添市土地開発公社
代表者の氏名 : 浦添市土地開発公社 理事長 新垣 剛
主たる事務所の所在地 : 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

事業者の名称 : 那覇港管理組合
代表者の氏名 : 那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕
主たる事務所の所在地 : 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号

なお、本埋立事業は、交流厚生用地、交通機能用地の埋立てを浦添市土地開発公社、交流厚生用地（マリーナ用地）、緑地、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）、公共用地の埋立てを那覇港管理組合がそれぞれ事業主体として実施し、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続きは、浦添市土地開発公社が代表して行う。

(質問等を受け付ける担当部署)

浦添市土地開発公社 事業係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

TEL. (098) 876-1234 (代) 内線 2712

FAX. (098) 877-0543

1.2 対象事業の名称

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業

第 2 章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

那覇港は、沖縄県の物流、人流をはじめ多様な機能を有する国際及び国内海上輸送網の拠点として、沖縄経済の発展に重要な役割を果たしている。

「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」（以下、「本事業」という。）は、令和 5 年 3 月に改訂された那覇港港湾計画に基づき、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間を創出することを目指しており、マリーナ用地、宿泊施設、商業施設、海洋緑地が位置付けられている。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

対象事業の種類は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業であり、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、沖縄県条例第 77 号）第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める事業に該当する。

2.2.2 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、埋立てを行う区域（以下、「埋立事業実施区域」という。）で、沖縄県浦添市西洲 3 丁目の地先公有水面である（図 2.2.1 及び図 2.2.2）。

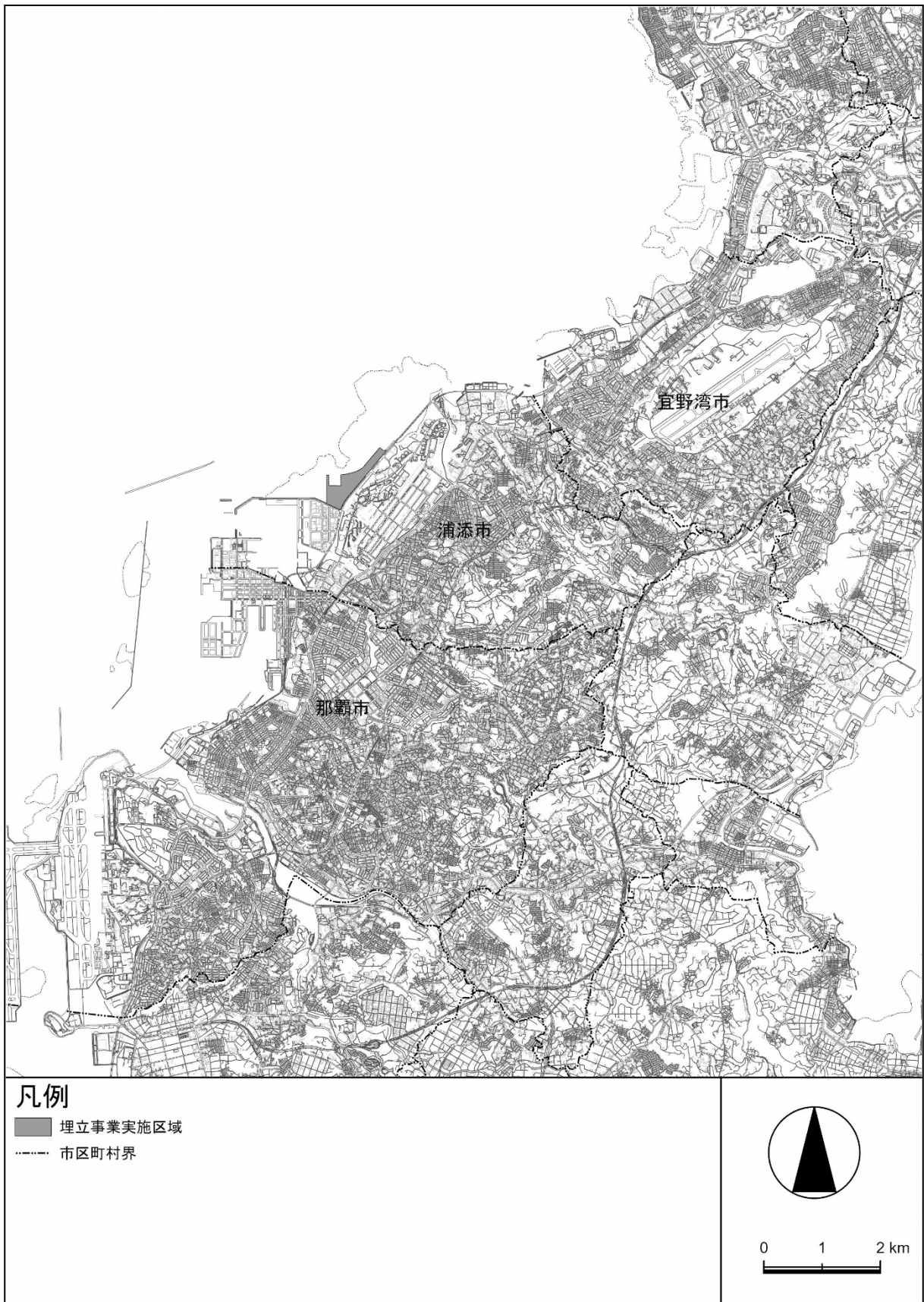


图 2.2.1 对象事业实施区域位置图



凡例

■ 埋立事業実施区域

出典：国土地理院の航空写真



0 0.5 1 km

図 2.2.2 対象事業実施区域周辺の航空写真

2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項

(1) 対象事業の規模

対象事業の規模は、埋立面積約 32.2ha（浦添市土地開発公社：約 22.5ha、那覇港管理組合：約 9.7ha）である。

(2) 対象事業の内容

1) 土地利用計画

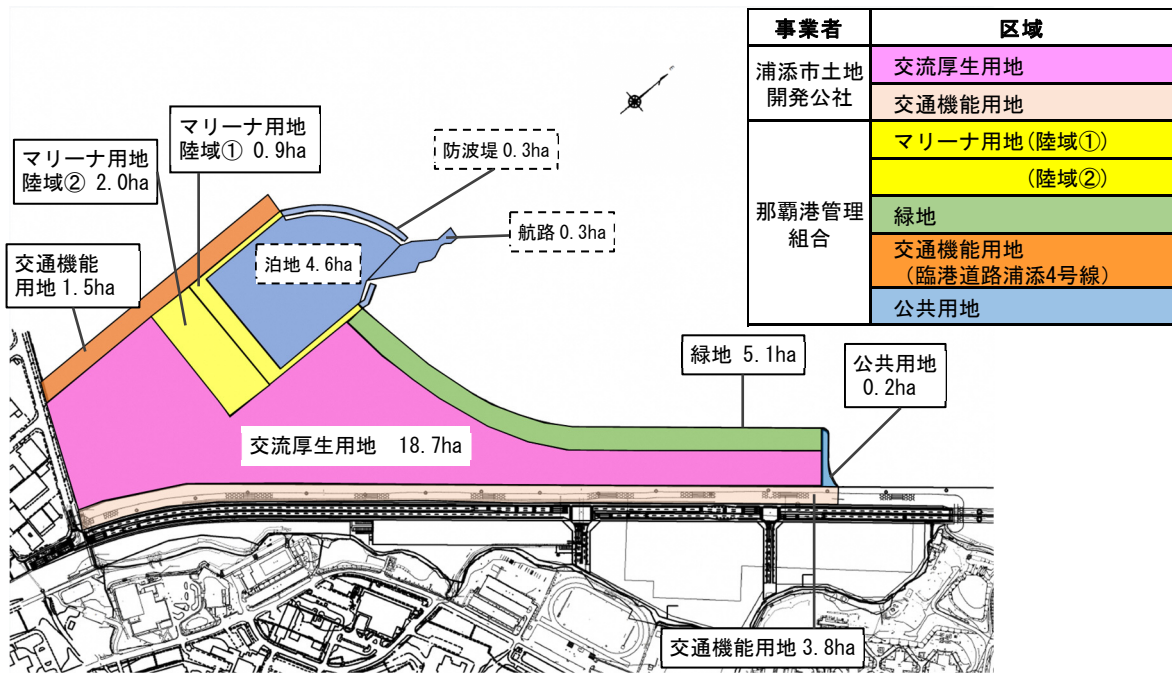
本埋立地の土地利用計画は、浦添市土地開発公社が事業者となる交流厚生用地（約 18.7ha）、交通機能用地（約 3.8ha）の計約 22.5ha と、那覇港管理組合が事業者となる交流厚生用地（マリーナ用地）（陸域①約 0.9ha、陸域②約 2.0ha）、緑地（5.1ha）、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）（約 1.5ha）、公共用地（約 0.2ha）の計約 9.7ha の合計約 32.2ha である。

土地利用計画（案）は、表 2.2.1、図 2.2.3 に示すとおりである。

表 2.2.1 土地利用計画（案）

用 途	面 積	備考（事業者）
交流厚生用地	約 18.7 ha	浦添市土地開発公社
交通機能用地	約 3.8 ha	浦添市土地開発公社
交流厚生用地 （マリーナ用地）	陸域① 約 0.9 ha 陸域② 約 2.0 ha	那 覇 港 管 理 組 合
緑地	約 5.1 ha	那 覇 港 管 理 組 合
交通機能用地 （臨港道路浦添4号線）	約 1.5 ha	那 覇 港 管 理 組 合
公共用地	約 0.2 ha	那 覇 港 管 理 組 合
合 計	約 32.2 ha	—

注：上記面積は、埋立面積となり、別途、海域改変区域として、那覇港管理組合が実施する交流厚生用地（マリーナ用地）に係わる防波堤（約 0.3ha）、マリーナ水域の浚渫（約 4.9ha）が加わる。



※ 交流厚生用地（マリーナ用地）の陸域②は、おおよその位置を示しており、今後変更があり得る。

図 2.2.3 土地利用計画図（案）

(ア) 交流厚生用地

世界から選ばれる持続可能な観光地を形成するため、浦添の自然環境を活かすとともに、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点の形成を図る親水レクリエーションゾーンとして、交流厚生用地を約 18.7ha 整備する。

(イ) 交通機能用地

港湾と背後地の連携を図るとともに、各ふ頭間の円滑な交通を確保するため、交通機能用地を約 3.8ha 整備する。

(ウ) 交流厚生用地（マリーナ用地）

県内外のプレジャーボート保管や発着・周遊の需要を取り込むとともに、マリーナを軸としたサービス等を展開することにより、高付加価値な都市型海浜リゾートの形成や市民・県民にとっての快適環境都市における玄関口及びレクリエーションの場の創出を図るために、マリーナを拠点として、背後にクラブハウスやショッピング施設を配置する交流厚生用地（マリーナ用地）を約 2.9ha 整備する。

なお、交流厚生用地（マリーナ用地）に係わるマリーナ水域の諸元は、表 2.2.2 に示すとおりである。

表 2.2.2 マリーナ水域諸元（案）

対象船舶	モーターボート・クルーザーヨット：160 隻（収容隻数） 大型プレジャーボート：2 隻（ビジター艇） 港内交通船：1 隻（ビジター艇）
浚渫規模	約 4.9ha（泊地 約 4.6ha、航路 約 0.3ha）（水深 約 4.5m）
航路	幅員 50m（水深 約 4.5m）
防波堤	約 0.3ha（延長 約 230m、約 30m）
係留施設	小型栈橋：4 基

(エ) 緑地

マリーナやクルーズ岸壁から来訪する旅客の快適性・満足度の向上、リゾート空間の魅力向上を図るとともに、市民に開かれた水辺空間の形成、ふれあい場の確保、散策・くつろぎの場の確保を図るため、海洋緑地を約 5.1ha 整備する。

表 2.2.3 緑地諸元（案）

海浜	延長 約 850m
緑地	面積 約 5.1ha
用途	レクリエーション

(オ) 交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）

マリーナと背後地の連携を図るとともに、各ふ頭間の円滑な交通を確保するため、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）を約 1.5ha 整備する。

(カ) 公共用地

公共用のために必要な用地を確保するため、公共用地を約 0.2ha 整備する。

2.2.4 対象事業に係る工事計画

(1) 施工方法

本埋立てに関する工事は、護岸工事及び埋立工事である。

護岸工事では、汚濁防止膜を設置した上で、基礎工として捨石の投入均し後、被覆石の投入均しにより護岸を施工する。

埋立工事では、護岸を造成した後、護岸工事の進捗に応じて、本事業で発生する浚渫土や公共残土、購入海砂等を含む約 135 万 m^3 の土砂投入により埋立てを行うこととし、地盤改良等の地形・地質の改変を伴う工事は予定していない。

本事業に用いる資機材運搬車両の走行ルートは図 2.2.4 に示す案を検討中である。石材、浚渫土、購入砂等は、近隣の港湾施設まで海上搬入を行い、陸揚げ・仮置き後、ダンプトラックで埋立事業実施区域に搬送する予定である。また、石材の一部、公共残土は陸路にてダンプトラックで埋立事業実施区域に搬送する予定である。

本埋立事業の工事期間としては、着工後約 7 年を予定している。

(2) 埋立用材

埋立用材については、以下のとおりである。

なお、埋立用材は沖縄本島内からの調達を想定している。

表 2.2.4 埋立用材 (案)

用途	埋立用材の種類	備考 (事業者)
交流厚生用地	浚渫土 公共残土 購入砂	浦添市土地開発公社
交通機能用地		
交流厚生用地 (マリーナ用地)	浚渫土 公共残土 購入砂	那覇港管理組合
緑地		
交通機能用地 (臨港道路浦添4号線)		
公共用地		

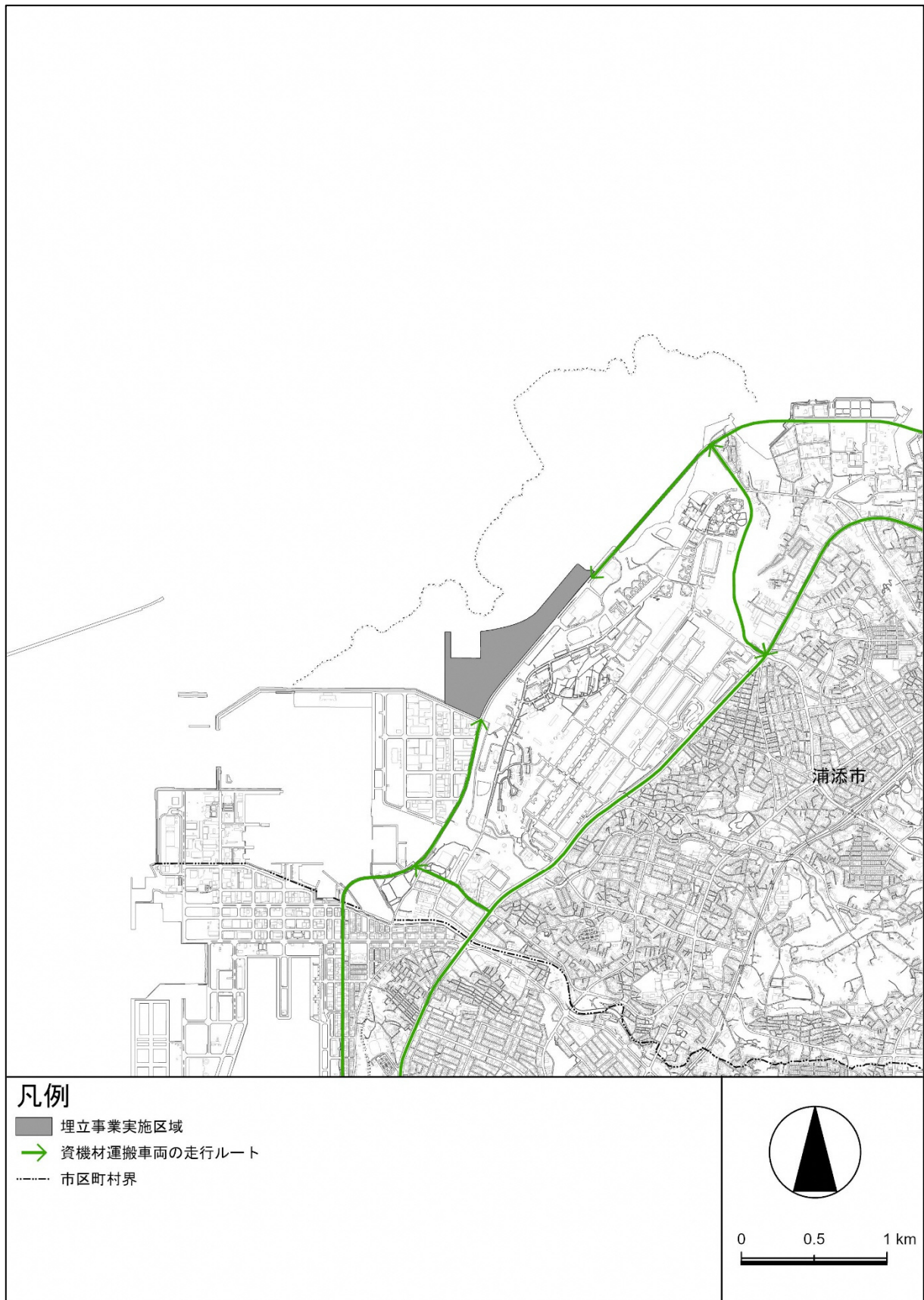


図 2.2.4 資機材運搬車両の走行ルート

(3) 埋立土量及び浚渫・床掘土量

埋立土量及び浚渫・床掘土量については、以下のとおりである。

表 2.2.5 埋立土量 (案)

土地利用	面積 (ha)	合計 (万 m ³)
交流厚生用地	18.7	82
交通機能用地	3.8	17
交流厚生用地 (マリーナ用地)	2.9	13
緑地	5.1	15
交通機能用地 (臨港道路浦添 4 号線)	1.5	7
公共用地	0.2	1
合計	32.2	135

表 2.2.6 浚渫・床掘土量 (案)

土地利用	面積 (ha)	合計 (万 m ³)
マリーナ泊地	4.6	25
マリーナ航路	0.3	2
合計	4.9	27

2.2.5 対象事業計画の検討経緯（港湾計画）

那覇港港湾計画の変更に係る主な経緯を以下に示すとともに、浦添ふ頭地区に関する計画変更の変遷を図 2.2.5 に、現在の港湾計画図を図 2.2.6 に示す。

(1) 昭和 63 年 2 月改訂

那覇港港湾計画は、昭和 49 年に港湾取扱貨物量を 740 万トン（外貿 60 万トン、内貿 680 万トン）として策定され、昭和 63 年 2 月には、港湾取扱貨物量を 1,240 万トン（外貿 160 万トン、内貿 1,080 万トン）として改訂を行った。

(2) 平成 15 年 3 月改訂

沖縄振興計画に基づき、国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾として、平成 20 年代後半を目標年次とする港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂した。

本計画改訂では、緑地や港湾関連用地が縮小し、当該海域における生態系の構成要素として重要なサンゴ類、海藻草類の生息・生育環境の改変をできる限り回避・低減することができた。

(3) 平成 22 年 3 月一部変更

背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する市民の要請に対応するため、浦添ふ頭地区の土地造成及び土地利用計画を変更した。主な変更内容は以下のとおりである。

- 臨港道路浦添線 2.5km の内、北側約 1km を橋梁に変更。
- 北緑地は、土地造成を行わず、自然海岸線を残存。
- 都市機能用地を牧港補給地区跡地に求めることで、埋立面積を縮小。
- 自然的環境を保全する区域の拡大。

(4) 令和 5 年 3 月改訂

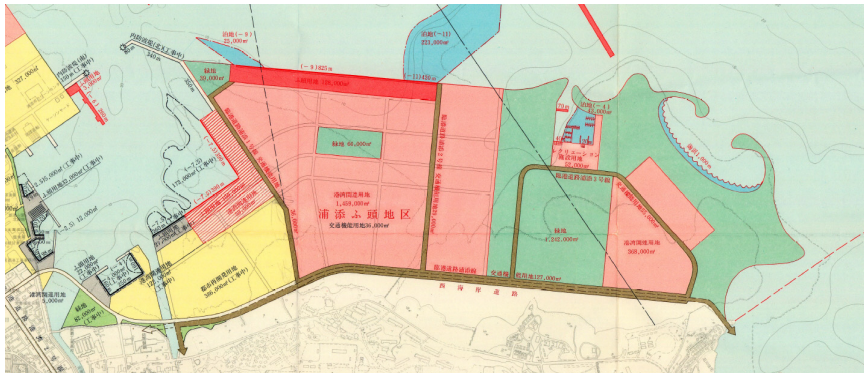
世界水準の観光リゾート地を形成するため、交流・賑わい空間を創出することを目的とし、令和 3 年 3 月 26 日に開催された那覇港管理組合構成団体調整会議において、「浦添ふ頭地区における民港の形状案」が合意された。

令和 4 年 4 月には、概ね 20～30 年先の長期的なビジョンを示した「那覇港長期構想」が策定され、令和 5 年 3 月に港湾計画が改訂された。

本事業においては、埋立面積の更なる縮小を図り、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含み交流・賑わい空間の整備を計画している。

なお、浦添ふ頭地区においては、各ふ頭間の円滑な交通を確保する那覇港臨港交通ネットワークの幹線道路となる臨港道路（浦添線）とその背後の都市機能用地及び緑地等の整備を行い、平成 22 年 12 月に埋立竣工している。

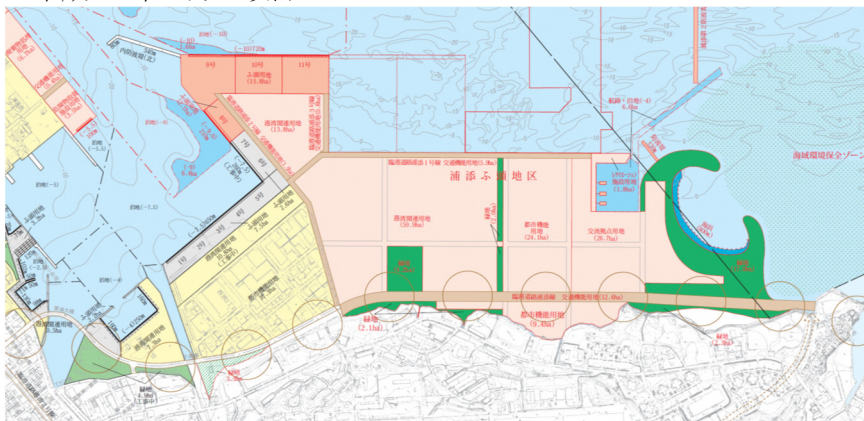
<昭和 63 年 2 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 23ha
 港湾関連用地 201ha
 交流厚生用地 5ha
 都市機能用地 39ha
 交通機能用地 25ha
 緑地 135ha
 海浜 1000m
 公共用地 -

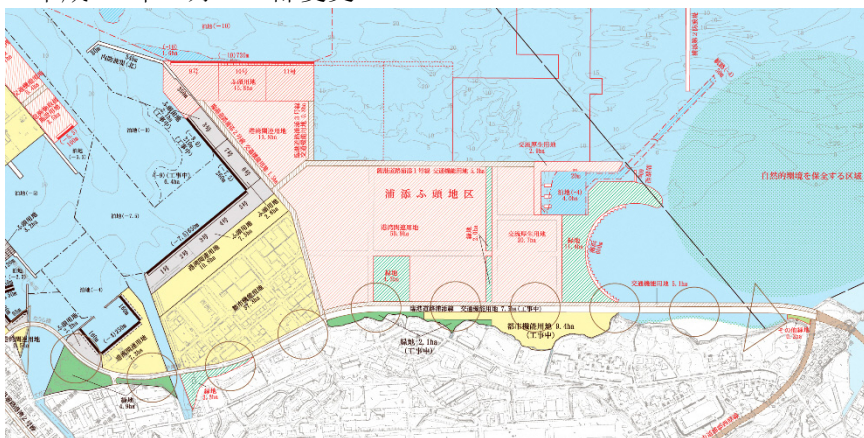
<平成 15 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 23⇒18ha
 港湾関連用地 201⇒74ha
 交流厚生用地 5⇒27ha
 都市機能用地 39⇒34ha
 交通機能用地 25⇒20ha
 緑地 135⇒36ha
 海浜 1000⇒800m
 公共用地 -

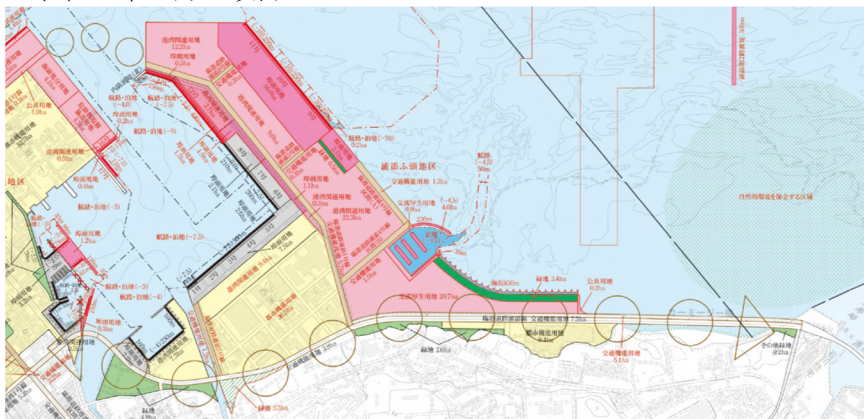
<平成 22 年 3 月 一部変更>



《変更内容》

ふ頭用地 18⇒30ha
 港湾関連用地 74⇒92ha
 交流厚生用地 27⇒24ha
 都市機能用地 34⇒47ha
 交通機能用地 20⇒24ha
 緑地 36⇒28ha
 海浜 800⇒600m
 公共用地 -

<令和 5 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 30⇒37ha
 港湾関連用地 92⇒63ha
 交流厚生用地 24⇒22ha
 都市機能用地 47⇒46ha
 交通機能用地 24⇒27ha
 緑地 28⇒14ha
 海浜 600⇒850m
 公共用地 -⇒0.2ha

図 2.2.5 那覇港浦添ふ頭地区における計画変更の変遷

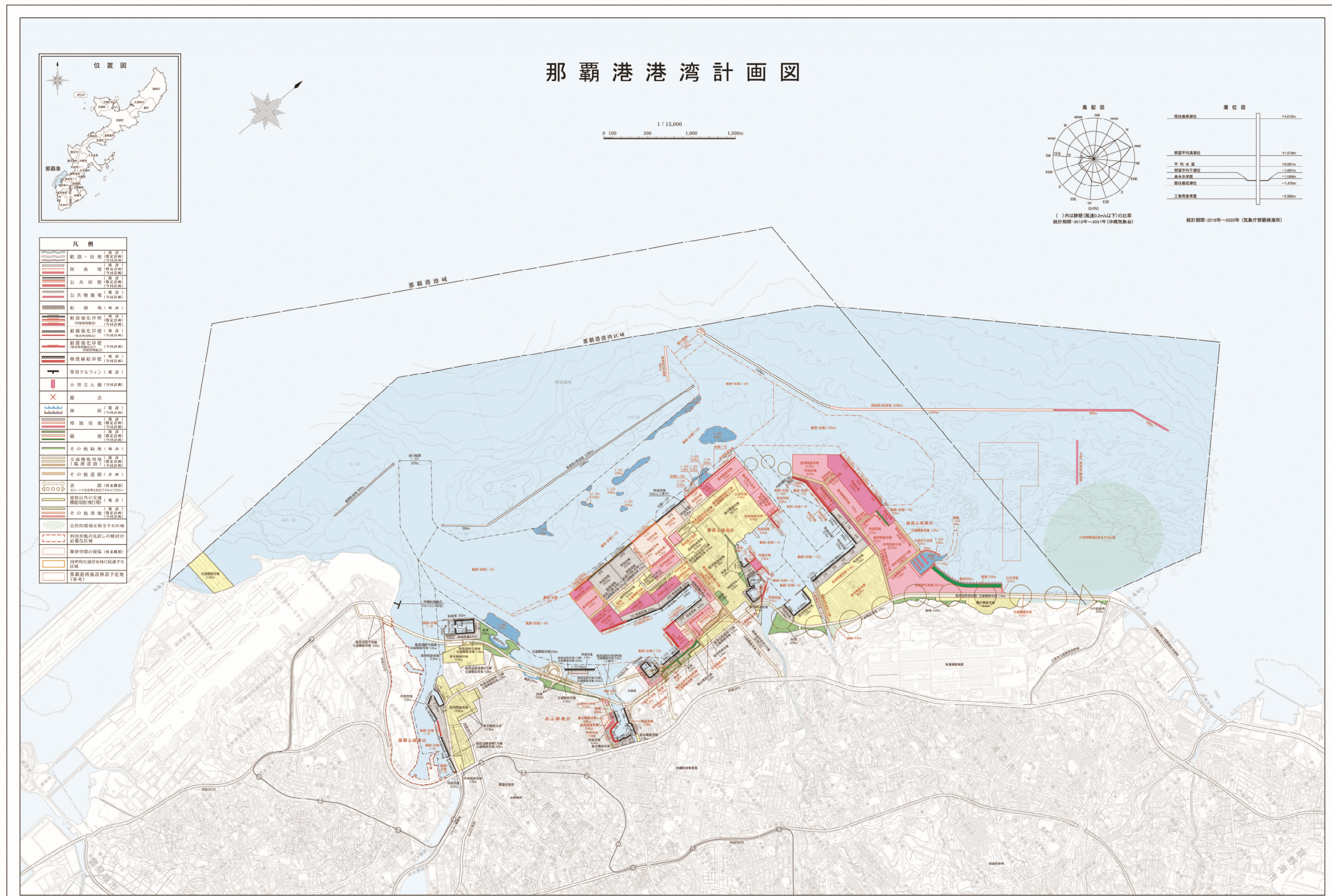


図 2.2.6 那覇港港湾計画図 (令和 5 年 3 月改訂)

2.3 その他の対象事業の内容に関する事項

2.3.1 環境保全に係る基本的な考え方

(1) 平成15年時における港湾計画段階

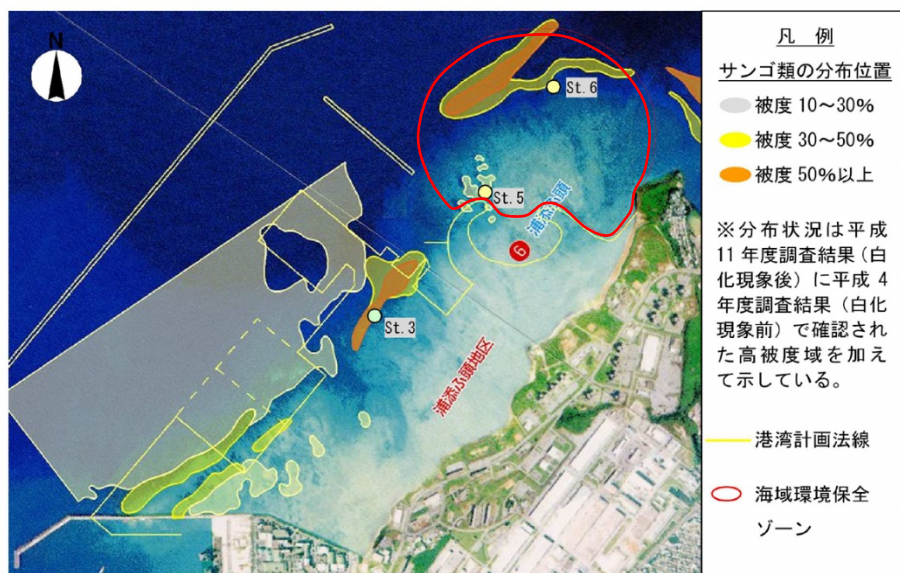
浦添ふ頭地区には生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ場）、干潟が分布するほか、希少種のカサノリやホソエガサも分布しており、大都市部に隣接してこれら自然資源が生息・生育することが注目されている。

サンゴ類、海藻草類（アマモ場）及び干潟は、浦添ふ頭北寄りの海域に主たる分布域があることから、この海域での地形改変をできる限り回避・低減させるため、埋立規模の縮小を図ることとした。

また、自然環境の保全・修復並びに活用を図る観点から、浦添ふ頭地区北側に「海域環境保全ゾーン」を設けることとした（図 2.3.1）。そして、浦添ふ頭地区における港湾計画の各種事業実施に伴って、やむを得ず消失する海域に分布する主たるサンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物については、同ゾーンでの生息・生育場の創造・整備に活用することを検討する方針とした。

＜「海域環境保全ゾーン」のコンセプト＞

- ①良好な保全・管理により自然環境の質的向上を図る。
- ②生態系に関する学習・観察の場としての活用を図る。
- ③サンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物の生息・生育場の積極的創造を目的とした実験研究の場を設ける。



出典：「那覇港(浦添ふ頭地区)港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」（平成18年3月、那覇港管理組合）

図 2.3.1 海域環境保全ゾーン（サンゴ類の分布位置）

(2) 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に係る変更事項

本事業の背後で行われた「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」においては、平成 18 年 5 月に牧港補給地区返還合意という社会情勢の変化を受け、環境影響評価手続きでの検討において計画の見直しが行われた。その結果、埋立面積は、方法書段階での約 25.1ha から、準備書では約 22.2ha へ、評価書では約 18.3ha へ縮小された。

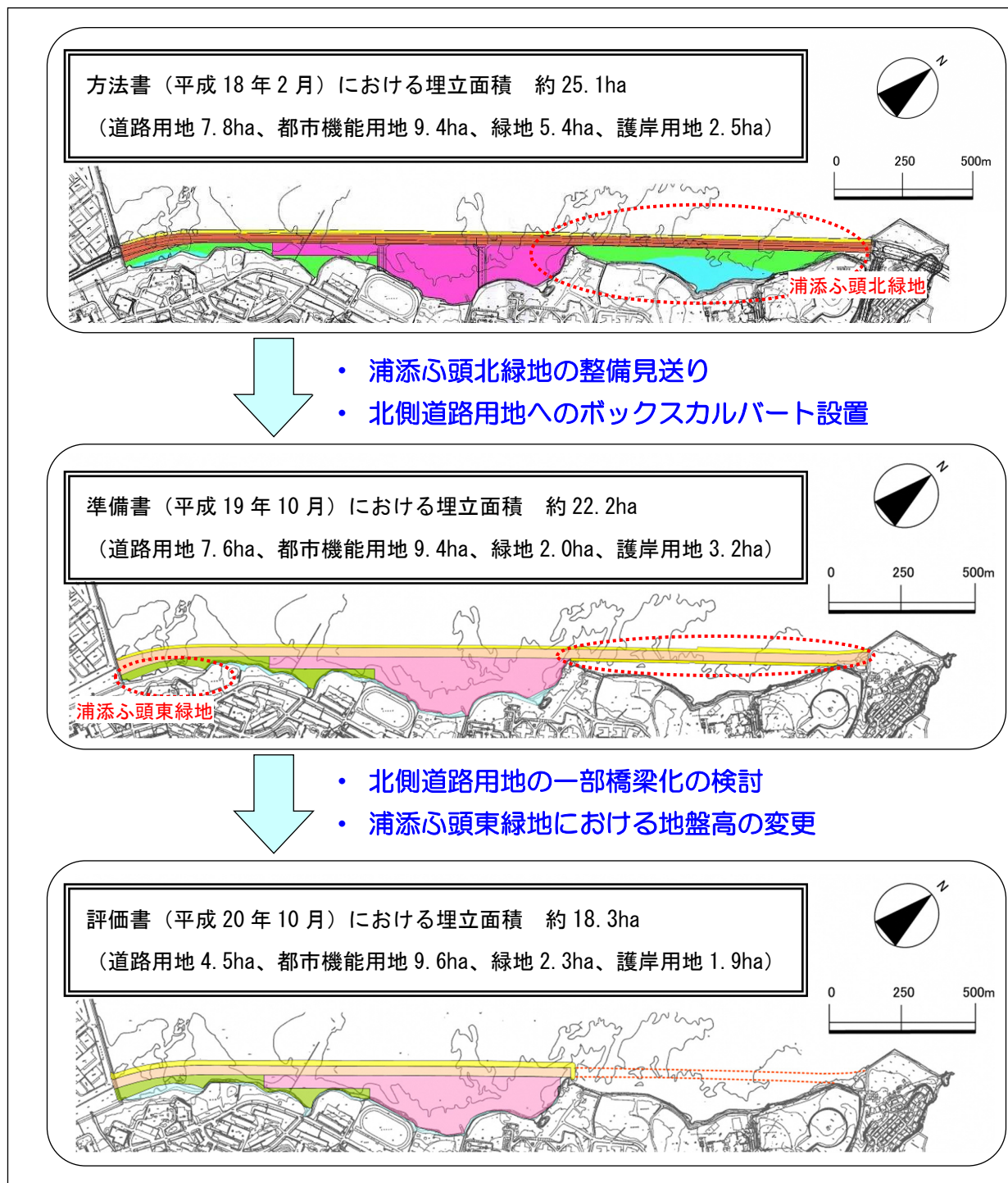


図 2.3.2 事業規模縮小の経緯

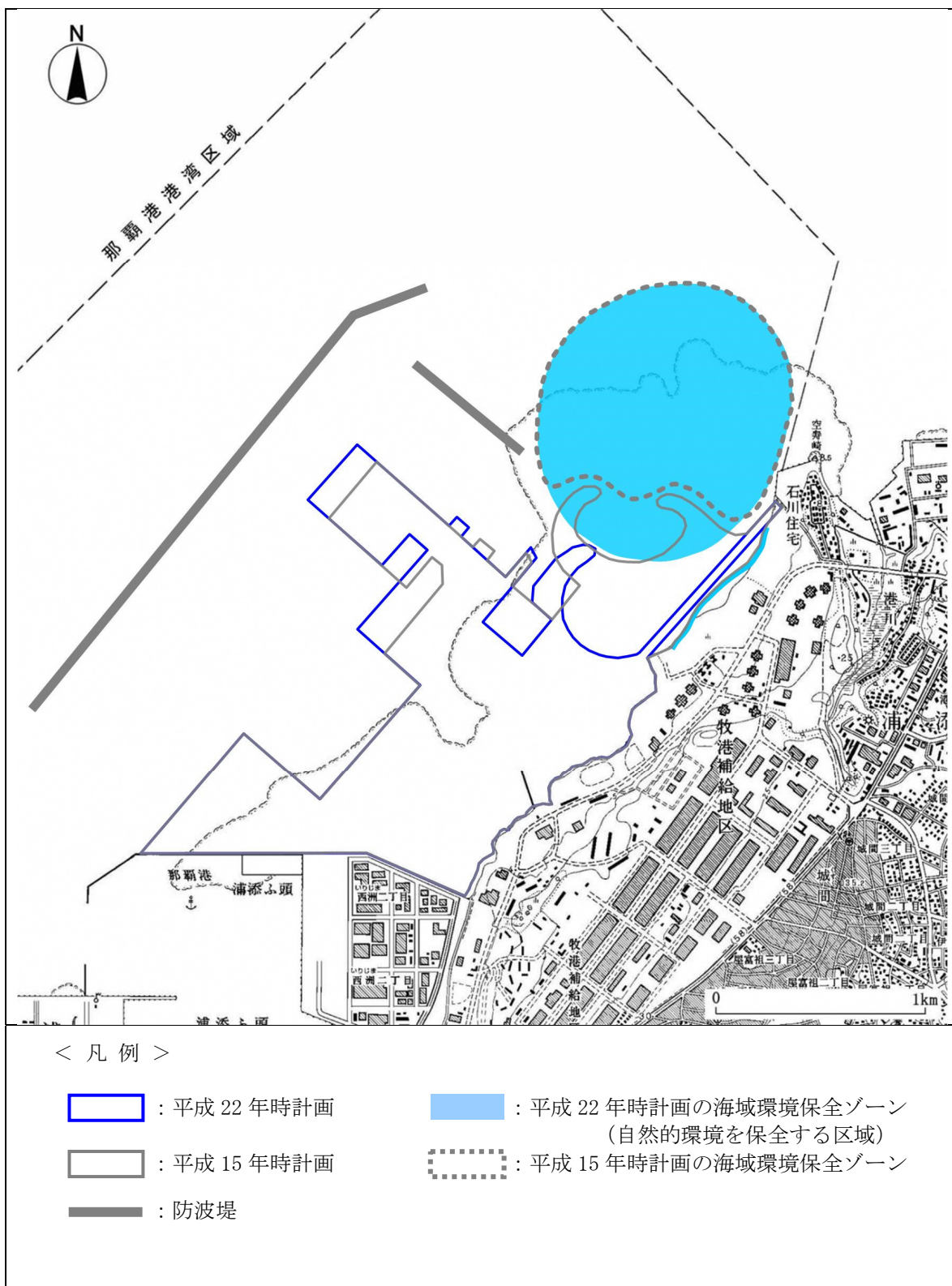
(3) 平成 22 年時における港湾計画一部変更段階

「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」における事業計画の変更も踏まえ、背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する要請に対応するため、浦添ふ頭地区のマリーナ計画、港湾環境整備計画、並びに土地造成及び土地利用計画を変更した。

浦添ふ頭地区においては、生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ類）、干潟が分布しているとともに、重要な種であるカサノリやホソエガサが、リーフ内浅海域の岩盤上の砂質底域に分布していることが確認されていた。当該変更計画においては、都市機能用地及び港湾環境整備施設計画等の規模を変更することで埋立面積が約 42ha 縮小され、それらが優勢して分布する北側海域が残存する範囲が拡大した。さらに、生物の生育・生息環境の保全に努めるため、前項に示す事業の変更を受け、浦添北緑地の埋立てをとりやめ、その前面の臨港道路浦添線については、一部橋梁化した。以上に伴い、「海域環境保全ゾーン（「自然的環境を保全する区域」に名称変更）」がより拡大し、海生生物の生育環境の保全、創造、管理がより適正になされ、海生生物への影響の低減が図られるものと考えられた（図 2.3.3）。

(4) 令和 5 年 3 月における港湾計画改訂段階

浦添ふ頭地区においては、今回計画の埋立てにより、サンゴ類、海藻草類、干潟の分布域が減少するものの、既定計画に対して今回計画では、埋立面積が約 35ha 縮小する。さらに、北側海域には、自然環境の保全、再生、創出を図る「自然的環境を保全する区域」を引き続き設定し適切に保全していくこととしている。



出典：「港湾計画資料—一部変更—」（平成 22 年 3 月、那覇港港湾管理者）

図 2.3.3 平成 22 年時と平成 15 年時における海域環境保全ゾーンの比較

2.3.2 牧港補給地区跡地利用計画

(1) 返還合意の経緯

浦添市の牧港補給地区（キャンプ・キンザー）は、平成17年に行われた日米安全保障協議委員会の中で、「嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還が可能」と明記されたことにより、返還の可能性が指摘された。

その後、平成18年に公表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」とされ、候補施設の1つに本地区の全面返還が明記された。

更に、平成25年に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、段階的な返還について記載された。倉庫地区の大半を含む部分（約129ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2025年度又はその後に返還可能とされ、残余の部分（約142ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きが完了し、海兵隊の国外移転完了後、2024年度又はその後に返還可能と明記された。

(2) 調査経緯

返還合意の動向を受け、浦添市では、表2.3.1に示す調査を実施してきた。これらの検討を踏まえた、跡地利用計画（素案）は、図2.3.4に示すとおりである。

表 2.3.1 跡地利用に関する調査経緯

年度	検討内容
平成17年度	「跡地利用基本計画基礎調査」を実施し、跡地利用に向けた課題と基本的な方向性を明らかにした。
平成18年度	跡地利用の戦略プランを作成し、第1ステージとして平成21年度までを「構想策定」、第2ステージとして平成23年度までを「基本計画策定」と位置付けた。
平成21年度	「牧港補給地区跡地利用基本構想（案）」を策定した。
平成24年度	「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。
令和3年度	周辺状況の変化を踏まえ、牧港補給地区跡地利用計画の策定に着手した。また、地主会の若手組織であるチームまきほ21から、牧港補給地区跡地利用計画に対する提言書が浦添市長あてに提出される。
令和4年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）を策定した。
令和5年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）について、地元説明会及びパブリックコメントを実施した。これらの意見を踏まえ、年度内での計画策定を目指す。

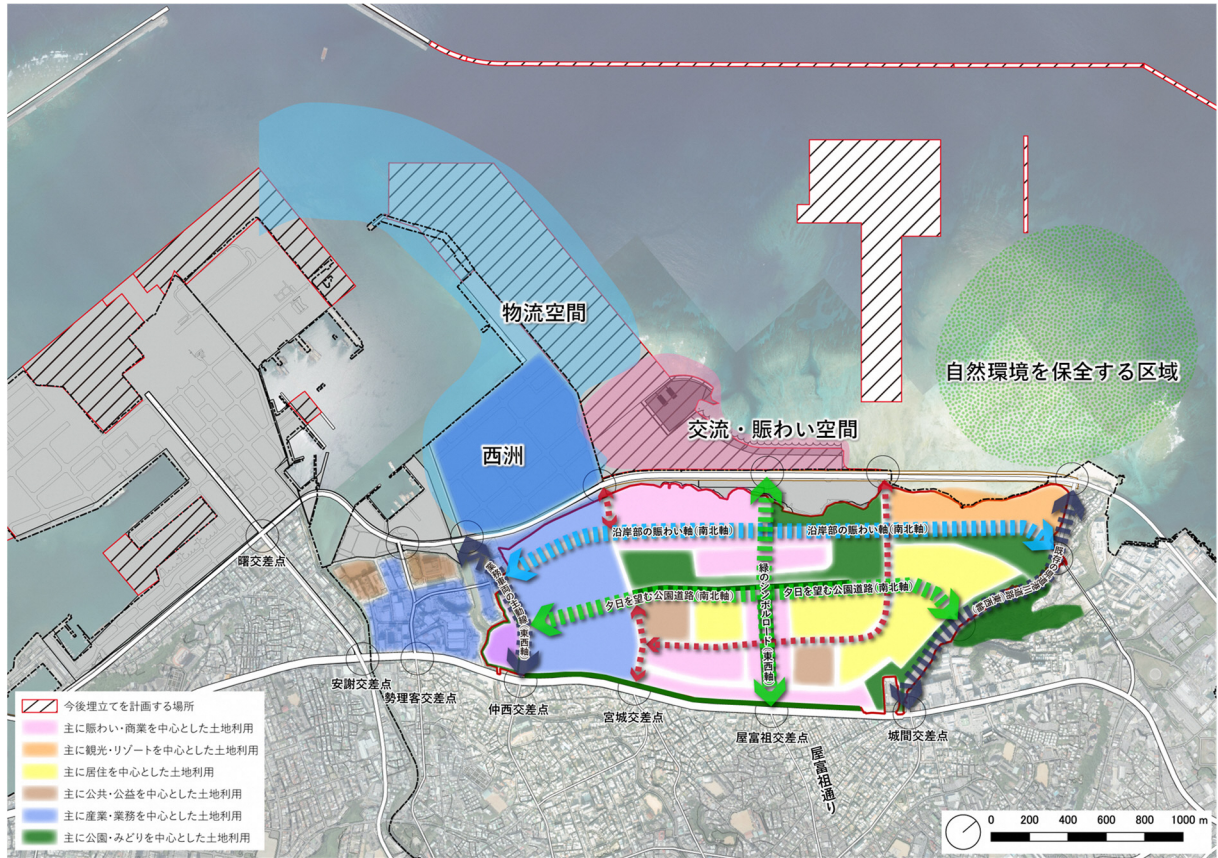


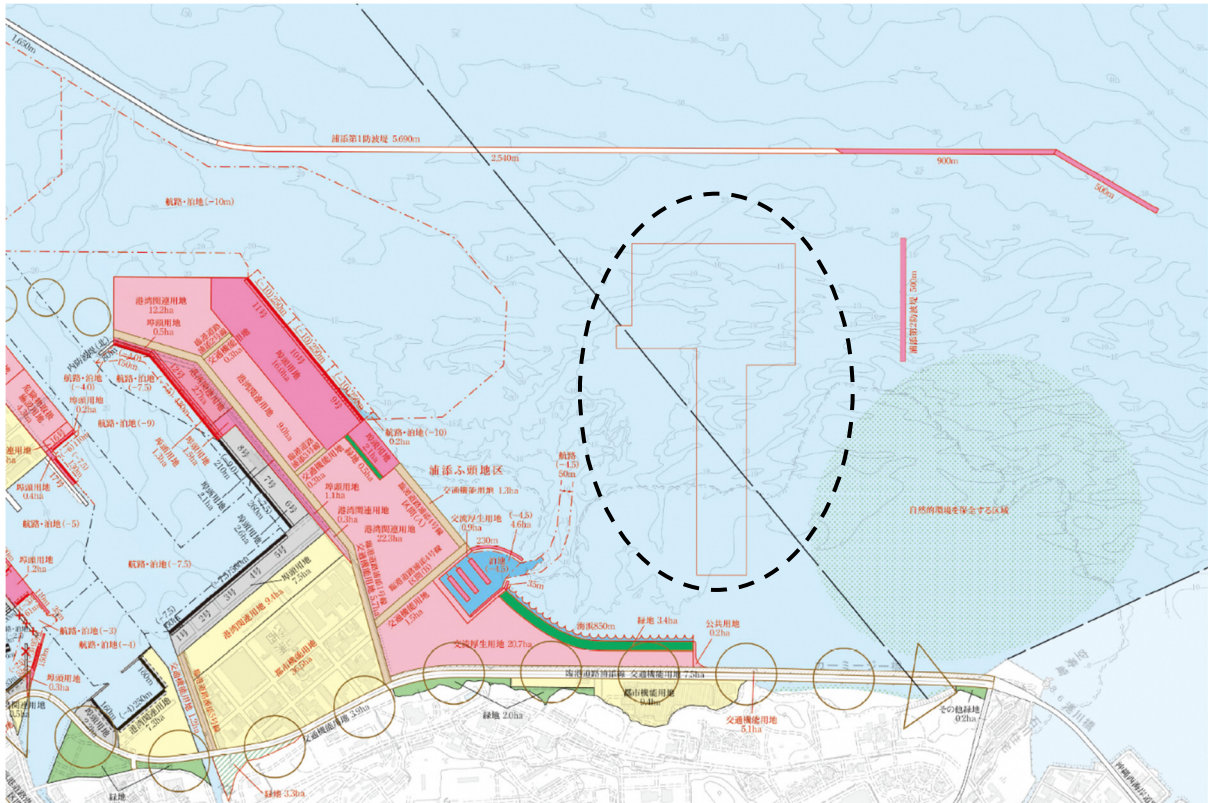
図 2.3.4 牧港補給地区跡地利用計画（素案）

2.3.3 那覇港湾施設の移設に関する経緯について

那覇港湾施設の移設に関する経緯については、表 2.3.2 に示すとおりである。

表 2.3.2 那覇港湾施設の移設に関する経緯

昭和 49 年 1 月	第 15 回日米安全保障協議委員会において、移設条件付で全面返還されることが了承。
平成 7 年 5 月	日米合同委員会において、約 35ha の代替施設が那覇港浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約 57ha）の全部及び牧港補給地区に隣接する約 50m の制限水域の全部を返還することが合意。
平成 8 年 12 月	SACO 最終報告において、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設と関連して、那覇港湾施設（約 57ha）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することを確認。
平成 13 年 11 月	移設先の浦添市長が受入れを表明。 関係省庁と関係自治体等を構成員とする「那覇港湾施設移設に関する協議会」等を設置。
平成 15 年 3 月	那覇港港湾計画の改訂において、参考として、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設位置等を港湾計画図に記載。
平成 15 年 7 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の改訂を踏まえた代替施設の位置及び形状について合意。
平成 19 年 12 月	平成 18 年 5 月の日米ロードマップにおいて、那覇港湾施設について「浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」、及び牧港補給地区について「全面返還」とされたことを踏まえ、日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設（約 49ha）の位置及び形状等について合意。
平成 23 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、代替施設の周辺の形状について合意。
平成 25 年 4 月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、那覇港湾施設は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に区分。
令和 4 年 10 月	第 29 回那覇港湾施設移設に関する協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認。また、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることを確認。
令和 5 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、那覇港湾施設代替施設の位置及び形状とマスタープランについて合意。



出典：「那覇港湾計画図」（令和5年3月改訂）

図 2.3.5 那覇港湾施設の移設位置

第 3 章 対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の概況

3.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下、「埋立事業実施区域及びその周辺」という。）は、図 3.1.1 に示すとおりである。この範囲は、埋立てを行う区域（埋立事業実施区域）を中心として、大気の拡散による影響、水環境への影響、眺望景観への影響などを考慮し、これらの影響を受けると認められる範囲を含むよう設定した。

なお、関係する自治体は、埋立事業実施区域が位置する浦添市、環境への影響が考えられる隣接する自治体である那覇市及び宜野湾市の 3 市（以下、「関係 3 市」という。）とする。



図 3.1.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

3.2 地域特性

3.2.1 社会的状況

埋立事業実施区域及びその周辺における社会的状況は、表 3.2.1 に示すとおりである。

表 3.2.1 (1) 埋立事業実施区域及びその周辺における社会的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(1) 行政区画	浦添市、那覇市及び宜野湾市は、沖縄島中南部に位置し、沖縄島西海岸の東シナ海に面している。埋立事業実施区域は、重要港湾の那覇港浦添ふ頭地区にあり、浦添市地先に位置している。
(2) 人口	
人口及び世帯数	人口（世帯数）は、浦添市で 116,091 人（48,038 世帯）、那覇市で 315,478 人（145,327 世帯）、宜野湾市で 100,075 人（44,561 世帯）となっている。人口は関係 3 市合計で沖縄県全体の 36.2% であり、いずれも人口、世帯数ともに増加傾向にある。
人口密度	人口密度は、浦添市が 5,972 人/km ² 、那覇市が 7,617 人/km ² 、宜野湾市が 5,054 人/km ² となっている。
(3) 産業	産業別就業者数は、関係 3 市とも第三次産業の占める割合が最も多く、全就業者数の 8 割以上を占めている。その中でも卸売・小売業が最も多く、次いで医療、福祉が多くなっている。
第一次産業	<p><農業> 農家戸数は、浦添市 44 戸、那覇市 93 戸、宜野湾市 64 戸となっている。関係 3 市における販売農家数・自給的農家数の割合は、那覇市で販売農家数が多い状況にある。</p> <p><林業> 関係 3 市において、林業は営まれていない。</p> <p><水産業> 漁業経営体数は、浦添市 41 経営体、那覇市 119 経営体、宜野湾市 64 経営体となっており、営業組織別の漁業経営体数は、いずれも個人漁業経営体がほとんどである。</p>
第二次産業	事業所数及び従業員数は、浦添市 66 事業所、従業者数 2,548 人、那覇市 89 事業所、1,955 人、宜野湾市 25 事業所、748 人となっており、いずれも食料品製造業が最も多くなっている。
第三次産業	事業所数及び従業者数は、浦添市 1,058 事業所、従業者数 14,266 人、那覇市 3,167 事業所、従業者数 23,347 人、宜野湾市 738 事業所、従業者数 6,295 人となっている。また、事業所数、従業者数では、いずれも小売業が主体となっているが、年間販売額では、卸売業が多くなっている。
(4) 土地利用	
土地利用 地目別民有地面積	関係 3 市の地目別民有地面積の状況について、いずれも宅地の占める割合が高く、48%～73%程度となっている。

表 3.2.1 (2) 埋立事業実施区域及びその周辺における社会的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
都市計画に基づく地域地区の指定状況	関係3市の都市計画に基づく用途地域の指定状況は、いずれも住居系が最も広く、次いで浦添市では工業系が、那覇市及び宜野湾市では商業系が広がっている。
森林面積	関係3市の森林面積は、いずれも全て私有林の割合が高く、国有林はない。
米軍施設	関係3市の各市面積に占める米軍施設面積の割合は、浦添市 13.7%、那覇市 1.4%、宜野湾市 29.4%で、関係3市全体で、沖縄県における米軍施設全面積の 4.8%を有する。 埋立事業実施区域の背後地は、米軍施設の牧港補給地区であり、施設面積 267.6ha、駐留軍従業員数約 979 人、用途は倉庫となっている。
(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	
教育施設の状況	関係3市の教育施設は、浦添市で 48 施設、那覇市で 156 施設、宜野湾市で 36 施設である。
医療施設、社会福祉施設の状況	関係3市の医療施設、社会福祉施設の状況は、浦添市で 306 件、那覇市で 890 件、宜野湾市で 245 件である。
(6) 水利用	
河川の利用状況	関係3市の主要な河川は、牧港川、小湾川、安謝川、久茂地川、安里川及び国場川の 6 河川である。6 河川における農業用水及び工業用水の取水口は、設置されていない。
ダム及び溜池の利用状況	那覇市には洪水調節を行うとともに、流水の正常な機能の維持を図る目的で金城ダムが設置されている。
海域の利用状況	<港湾・漁港区域> 港湾は那覇及び宜野湾が、漁港は宜野湾、泊、壺川及び牧港がある。 <漁業権設定区域> 漁業権は、共同第 15 号漁業権及び特定区画漁業権が設定されている。
地下水の利用状況	井戸は農業用及び工業用としてそれぞれ計 14 箇所分布しており、湧水は計 48 箇所分布している。

表 3.2.1 (3) 埋立事業実施区域及びその周辺における社会的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(7) 交通	
陸上交通の状況	<p><道路の整備状況> 国道 58 号が北東から南西に伸び、これらを基軸に主要地方道及び一般県道が接続し、幹線道路網を形成している。</p> <p><交通量の状況> 国道 330 号の浦添市仲間における交通量が最も多く、約 70,296 台/24 時間となっている。</p> <p><自動車保有台数> 保有車両は浦添市が 87,326 台、那覇市が 175,417 台、宜野湾市が 72,183 台で、車種別ではいずれも乗用車が最も多くなっている。</p>
海上交通の状況	<p>那覇港における海上交通の利用状況として、那覇ふ頭、泊ふ頭及び新港ふ頭からは、県内の離島や九州・本州への海上航路が設定されている。</p>
(8) 環境整備	
上水道整備状況	<p>上水道の整備状況として、普及率は 100%となっている。</p>
下水道整備状況	<p>公共下水道は中部流域下水道として整備が進められており、計画面積に対する下水道の整備率は、浦添市で 74.2%、那覇市で 89.4%、宜野湾市で 91.6%であり、整備面積内の水洗化率は、それぞれ 95.0%、96.6%、84.5%となっている。</p>
廃棄物	<p>一般廃棄物焼却施設として、浦添市、那覇市・南風原町環境施設組合及び倉浜衛生施設組合がある。また、し尿処理施設として倉浜衛生施設組合、一般廃棄物最終処分場として那覇市・南風原町環境施設組合及び倉浜衛生施設組合がある。</p> <p>また、令和 2 年度実績の一般廃棄物処理の状況として、焼却処理量は浦添市で 31,180t、那覇市で 85,920t、宜野湾市で 23,494t であり、最終処分量は浦添市で 0t、那覇市で 3,618t、宜野湾市で 2,475t である。</p>
(10) その他の事項	<p><公害の苦情処理件数> 関係 3 市における公害苦情件数は、いずれも騒音及び悪臭に係る苦情が多くなっている。</p>

3.2.2 関係法令等の指定、規制等

関係法令等による指定地域及び地区並びに規制内容を表 3.2.2 に、関係法令等の指定及び規制等の概要を表 3.2.3 に示す。

表 3.2.2 関係法令等による指定地域及び地区並びに規制内容

	関係法令等による指定地域及び地区並びに規制内容	埋立事業実施区域及びその周辺
1	大気汚染に係る環境基準	○
	大気汚染防止法に係る規制	○
	沖縄県生活環境保全条例に係る規制基準	○
2	悪臭防止法に係る規制	○ (規制地域:A、B 区域)
3	騒音に係る環境基準	○ (環境基準類型:A、C 類型)
	騒音規制法に係る規制 (自動車騒音)	○ (規制地域:a、c 類型)
	騒音規制法に係る規制 (特定建設作業等)	○ (規制地域:第 2、3 種区域)
4	振動規制法に係る規制 (道路交通振動)	○ (規制地域:第 1、2 種区域)
	振動規制法に係る規制 (特定建設作業等)	○ (規制地域:第 1、2 号区域)
5	水質汚濁に係る環境基準	○
	水質汚濁防止法に係る規制	○
	地下水の水質汚濁に係る環境基準	○
6	土壌汚染に係る環境基準	○
7	ダイオキシン類に係る環境基準	○
8	水産用水基準	○
9	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五 条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等 を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令	○
10	自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域	×
11	自然公園法による指定区域	×
12	鳥獣保護法による指定区域	○
13	自然環境の保全に関する指針	○ (陸域:評価ランクⅣ) (沿岸域:評価ランクⅡ)
14	浦添市環境基本条例	○
15	第 2 期浦添市環境基本計画	○
16	浦添市景観まちづくり計画	○
17	浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例	○
18	史跡・名勝及び天然記念物	○
19	埋蔵文化財包蔵地	○

注: ○は関係法令等の指定及び地区並びに規制等の内容が該当するものを、×は該当しないものを示す。

表 3.2.3 (1) 関係法令等の指定及び規制等の概要

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
環境基本法に基づく環境基準	<p><大気汚染に係る環境基準> 環境基本法(平成5年11月法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、「昭和48年5月8日環境庁告示第25号(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)」、「昭和53年7月11日環境庁告示第38号(二酸化窒素)」、「平成9年2月4日環境庁告示第4号(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)」、「平成21年9月9日環境省告示第33号(微小粒子状物質)」により環境基準が定められている。</p> <p><騒音に係る環境基準> 環境基本法(平成5年11月法律第91号)第16条第1項の規定に基づく「平成10年9月30日環境庁告示第64号」、により環境基準が定められている。</p> <p><水質汚濁に係る環境基準> 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」により環境基準が定められている。事業実施想定区域及びその周囲には、海域では那覇港海域がA類型に、河川では牧港川、安謝川、久茂地川C類型に、安里川がD類型に、国場川がC類型・E類型に指定されている。</p> <p><地下水の水質汚濁に係る環境基準> 環境基本法に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」により環境基準が定められている。</p> <p><土壌汚染に係る環境基準> 環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」により環境基準が定められている。</p>
ダイオキシン類に係る環境基準	<p>「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規程に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境上の条件について環境基準が定められている。</p>
公害の防止に関する法令に基づく規制基準	<p><大気汚染に係る規制> 大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)及び「沖縄県生活環境保全条例」(平成20年12月26日沖縄県条例第43号)では、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準を定めている。</p> <p><騒音に係る規制> 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」、「騒音に係る特定建設作業」により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る限度が、地域・時間帯に応じて定められている。</p>

表 3.2.3 (2) 関係法令等の指定及び規制等の概要

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
公害の防止に関する法令に基づく規制基準 (続き)	<p><振動に係る規制> 振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)に基づく「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」、「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」により工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る限度が地域、時間帯に応じて定められている。</p>
	<p><悪臭に係る規制> 悪臭防止法(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)では、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めることとしている。規制基準は、特定の種類毎に濃度を定める「特定悪臭物質規制」と、物質の種類に関わらず人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した「臭気指数規制」があり、「臭気指数規制」の導入地域となっている。</p>
	<p><水質汚濁に係る規制> 水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)に基づく「排水基準を定める省令」により工場及び事業場からの排水には排水基準が定められている。 埋立事業実施区域及びその周辺では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」により上乗せ排水基準が定められている。上乗せ排水基準適用区域としては、那覇港海域の一部と国場川水域がある。</p>
その他の基準	<p><水産用水基準> 水産動植物の正常な生育及び繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値を損なわないための基準として「水産用水基準 第 8 版(2018 年版)」(平成 30 年 8 月、(社)日本水産資源保護協会)があり、水質、底質に対し、基準が定められている。</p>
	<p><海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令> 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号)により、判断基準が定められている。</p>
自然環境法令等による指定状況及び環境保全に関する施策等	<p><自然環境保全地域> 「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号)に基づき環境大臣が指定する自然環境保全地域はない。また、「沖縄県自然環境保全条例」に基づき県知事が指定する沖縄県自然環境保全地域の指定地域もない。</p> <p><自然公園> 「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)に基づき指定された自然公園地域はない。</p> <p><鳥獣保護区> 鳥獣保護区は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区は、野生鳥獣の積極的な保護増殖を図る目的で環境大臣あるいは県知事により指定される。埋立事業実施区域及びその周辺では、末吉に特別保護地区が設置されており、身近な鳥類の保護地区となっている。</p>

表 3.2.3 (3) 関係法令等の指定及び規制等の概要

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
<p>自然環境法令等による指定状況及び環境保全に関する施策等 (続き)</p>	<p><自然環境の保全に関する指針> 沖縄県における自然環境を保全する施策の1つとして「自然環境の保全に関する指針」(平成10年2月、沖縄県)が策定されており、評価ランクが設定されている。陸域では埋立事業実施区域及びその周辺は評価ランクⅣ(身近な自然環境の保全を図る区域)となっている。また、海域では埋立事業実施区域は評価ランクⅡ(自然環境の保護・保全を図る区域)となっている。</p> <p><浦添市環境基本条例> 浦添市における自然環境を保全する施策の1つとして「浦添市環境基本条例」(平成23年6月29日条例第15号)が策定されており、基本理念が示されている。</p> <p><第2期浦添市環境基本計画> 浦添市環境基本条例第10条第1項の規定に基づき、平成25年度に第1期となる『浦添市環境基本計画』が策定され、第1期計画の計画期間の終了に伴い、令和2年3月に新しい『第2期浦添市環境基本計画』が策定されている。</p> <p><浦添市景観まちづくり計画> 浦添市は、平成18年に景観行政団体となり、景観法に基づく景観まちづくり計画を策定(令和4年4月改定)している。地先公有水面を含む市全域を景観計画区域として景観まちづくりの推進に取り組んでおり、「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」が重点・優先エリアとして位置付けられている。</p> <p><浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例> 浦添市西海岸の里浜の保全及び活用促進のための条例として「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」(平成29年12月20日 条例第30号)が策定されており、基本理念が示されている。</p>
<p>文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等</p>	<p><史跡・名勝及び天然記念物> 「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)に基づく史跡・名勝・天然記念物は、沖縄県教育庁文化財課がとりまとめた「令和4年度版 文化財課要覧」に整理されている。指定状況は、国指定の史跡・名勝及び天然記念物が16件、市指定の史跡・名勝及び天然記念物が54件である。</p> <p><埋蔵文化財包蔵地> 「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、浦添市76件、那覇市125件、宜野湾市183件で計384件が指定されている。</p>

3.2.3 自然的状況

埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況は、表 3.2.4 に示すとおりである。

表 3.2.4 (1) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(1) 大気環境 1) 大気質の状況	
大気測定局の設置状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>大気汚染について、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による大気汚染に係る環境基準が定められており、沖縄県により、大気汚染を未然に防止し県民の健康保護を図るため、大気汚染常時監視観測局の那覇局（一般環境大気測定局）、牧港局、松尾局（自動車排出ガス測定局）が設置され、常時監視測定が実施されている。</p>
気象の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>那覇観測所における平成 3 年（1991 年）～令和 2 年（2020 年）の気象観測結果の概要は、年間の平均気温は 23.3℃、年間の降水量は 2,161mm、年間の平均風速は 5.3m/s である。</p>
大気質の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>那覇局（一般環境大気測定局）、牧港局及び松尾局（自動車排出ガス測定局）において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び有害大気汚染物質の測定結果は、環境基準を満足しているが、ダイオキシン類及び光化学オキシダントは、大気の汚染に係る環境基準を満足していない。</p> <p><既存の現地調査></p> <p>大気質の状況は、環境基準の長期的評価は当該基準と年間 365 日の日平均値の 98%値又は 2%除外値の比較において行うが、ここでは測定期間が短いことから全測定期間における最高値と比較した。平成 25 年度調査結果の年間環境基準設定項目のうち、全地点で光化学オキシダントの 1 時間値は 0.06ppm をわずかに上回ったものの、その他の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は環境基準を満足していた。</p>
発生源の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設は、浦添市では 58 事業所 114 施設、那覇市では 126 事業所 186 施設、宜野湾市では 52 事業所 26 施設である。また、一般粉じん発生施設は、浦添市では 4 事業所 8 施設、那覇市では 5 事業所 6 施設であり、宜野湾市では 1 事業所 1 施設であった。</p> <p>沖縄県公害防止条例に基づくばい煙発生施設は、浦添市では 8 事業所 13 施設、那覇市では 67 事業所 93 施設、宜野湾市では 4 事業所 5 施設となっている。また、粉じん発生施設は、浦添市では 2 事業所 2 施設、那覇市では 5 事業所 5 施設となっており、宜野湾市では 1 事業所 2 施設であった。</p>

表 3.2.4 (2) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(1) 大気環境 2) 騒音の状況	
道路交通騒音の現況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>沖縄県が実施した道路交通騒音の調査で、等価騒音レベル (dB) は、昼間が 62～70dB、夜間が 58～65dB の範囲で、各地点とも要請限度を満足している。</p>
騒音	<p><既存の現地調査></p> <p>平成 25 年度調査結果は環境騒音、道路交通騒音を 4 地点で実施した。環境基本法に基づく騒音に係る環境基準及び騒音規制法に基づく要請限度の比較を行った結果、騒音レベルは、環境基準値及び要請限度を満足していた。</p> <p>令和 3 年度調査結果は道路交通騒音を 10 地点で実施した。夜間、国道 58 号 (那覇市久茂地) の道路を除いてはすべての地点で環境基準を下回っていた。</p>
特定施設及び特定作業の届出状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>特定施設及び特定工場等の届出状況は、浦添市で 723 件・185 件、那覇市で 709 件・95 件、宜野湾市で 382 件・89 件となっている。また、特定作業の届出状況は浦添市で 29 件、那覇市で 130 件、宜野湾市で 42 件となっている。</p>
(1) 大気環境 3) 振動の状況	
特定施設及び特定作業の届出状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>振動規制法に基づく特定施設及び特定工場等の届出状況は、浦添市で 473 件・122 件、那覇市で 25 件・11 件、宜野湾市で 80 件・17 件となっている。また、特定作業の届出状況は浦添市で 26 件、那覇市で 73 件、宜野湾市で 31 件となっている。</p>
振動の状況	<p><既存の現地調査></p> <p>平成 25 年度調査結果の振動レベルは 4 地点で調査を実施しており、振動規制法に基づく要請限度の比較を行った。その結果、振動レベルは、要請限度を満足していた。</p> <p>令和 3 年度調査結果の道路交通振動は、10 地点で調査を実施しており、要請限度と比較すると、すべての地点で要請限度を満足していた。</p>

表 3.2.4 (3) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(2) 水環境	
水象	<p><文献その他の資料調査></p> <p>埋立事業実施区域及びその周辺には、河川としては浦添市に牧港川、那覇市に安謝川及び安里川などがある。また、ダムとしては金城ダムがある。</p> <p><既存の現地調査></p> <p>平成 25 年調査結果の波浪について、波高 2m 以上の高波浪は、リーフ外の地点で出現頻度は 13.7% である。リーフ内の地点において高波浪は出現していない。リーフ内の地点における卓越波向は NNW であった。</p> <p>潮流について、冬季、夏季における上層の流向別流速頻度分布は、リーフ外の地点に着目すると、冬季、夏季ともに沿岸方向の海底地形に沿った流れが卓越している。一方、リーフ内の地点では、概ねリーフの外側に向かう流れが卓越していた。</p> <p>河川等流量について、全調査期間の平均流量は、0.10~0.71m³/s であり、出水時最大流量は 0.68~5.98m³/s であった。出水時最大流量は、4.53~5.98m³/s で台風 12 号接近時にみられていた。</p>
水質の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>海域、河川、地下水の公共用水域の水質について、水質汚濁防止法第 16 条により沖縄県が策定した「水質測定計画」に基づき、沖縄県環境部により、那覇港海域、伊佐海域、牧港川、安謝川、安里川、久茂地川及び国場川で監視測定が実施されている。</p> <p>海域の生活環境項目について、伊佐海域では、DO で、那覇港海域では DO、COD 及び大腸菌群数で、環境基準を満たしていない地点があった。健康項目は、すべての項目で環境基準を満足していた。</p> <p>河川の生活環境項目では、DO、BOD 及び SS は環境基準を満足しており、pH は環境基準を超過している地点があった。健康項目は、5 河川のすべての項目で環境基準を満足していた。</p> <p><既存の現地調査></p> <p>[平成 25 年度・海域・平常時・生活環境項目]</p> <p>pH は、冬季及び秋季において環境基準を満たさない (pH : 8.3 以上) 場合が確認された。</p> <p>DO は、四季を通じて環境基準を満たさない地点が多くみられた。</p> <p>大腸菌群数は、概ね環境基準を満たしていた。</p> <p>n-ヘキサン抽出物質は、全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>COD は、全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>T-N は、夏季及び秋季において、環境基準を満たさない場合が確認された。</p> <p>T-P は、全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>SS は、四季を通じて定量下限値 (1mg/L) 未満~2mg/L であった。</p> <p>濁度は、四季を通じて定量下限値 (0.5 度カオリン) 未満~1.2 度カオリンであった。</p>

表 3.2.4 (4) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
水質（続き）	<p><既存の現地調査（続き）></p> <p>[平成 25 年度・海域・降雨時・生活環境項目]</p> <p>COD は、夏季台風期の St.1 を除き全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>T-N は、リーフの縁辺部に位置する地点及び河口沖の地点で環境基準を満たさない場合が確認された。</p> <p>T-P は、リーフの縁辺部に位置する地点及び河口沖の地点で環境基準を満たさない場合が確認された。</p> <p>SS は、降雨時の全調査期日を通じて定量下限値（1mg/L）未満～12mg/L であった。</p> <p>濁度は、降雨時の全調査期日を通じて定量下限値（0.5 度カオリン）未満～8.4 度カオリンであった。</p> <p>[平成 25 年度・海域・平常時・健康項目]</p> <p>夏季に調査を実施し、全地点で環境基準を満たしていた。また、ダイオキシン類は、全地点で環境基準（1pg-TEQ/L 以下）を満たしていた。</p> <p>[平成 25 年度・河川等・平常時・生活環境項目]</p> <p>BOD は、四季を通じて定量下限値（0.5mg/L）未満～22mg/L であり、環境基準の設定されている地点では、全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>COD は、四季を通じて 1.8～20mg/L であった。</p> <p>T-N は、四季を通じて 1.3～12mg/L であった。</p> <p>T-P は、四季を通じて 0.062～3.7mg/L であった。</p> <p>SS は、定量下限値（1mg/L）未満～35mg/L であった。環境基準の設定されている地点では、全地点で環境基準を満たしていた。</p> <p>濁度は、0.6～21 度カオリンであった。</p> <p>[平成 25 年度・河川等・降雨時・生活環境項目]</p> <p>SS は、降雨時の全調査期日を通じて定量下限値（1mg/L）未満～240mg/L であり、夏季台風期は他の調査期日にくらべて高い傾向であった。</p> <p>濁度は、降雨時の全調査期日を通じて 0.5～130 度カオリンであり、夏季台風期は他の調査期日にくらべて濁度が高い傾向であった。</p> <p>[平成 25 年度・浸出水]</p> <p>単位海岸線長あたり 0～91.86mL/(m・s) と試算された。</p> <p>[令和 3 年度・海域]</p> <p>pH、DO 及び化学的酸素要求量(COD)は、ほとんどの調査地点で同程度か夏季の方が冬季より低い傾向にあった。浮遊物質量（SS）及び n-ヘキサン抽出物質（n-Hex）は、夏季及び冬季で変化はみられなかった。全窒素（T-N）及び全りん（T-P）は、ほとんどの地点で概ね同じ値、もしくは夏季の方が冬季より低い傾向がみられた。大腸菌群数（e-Coli）は、ほとんどの地点で夏季の方が冬季より高い傾向がみられた。クロロフィル a（Chl-a）は、ほとんどの調査地点では夏季より冬季の方が高い傾向がみられたが、St.2 及び St.9 では夏季の方が冬季より高い傾向がみられた。</p>

表 3.2.4 (5) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
水質（続き）	<p><既存の現地調査（続き）> [令和3年度・河川] CODは、夏季に0.9 mg/L～3.4mg/L、冬季に0.7mg/L～3.2mg/Lの範囲であり、いずれもSt.01が最も高い値を示した。SSは、夏季に<1 mg/L～29mg/L、冬季に<1mg/L～9mg/Lの範囲であり、いずれもSt.02が最も高く、次いでSt.01が高い値を示した。COD負荷量は、夏季に0.9 kg/日～90.8 kg/日、冬季に1.0 kg/日～60.2 kg/日の範囲であり、いずれもSt.02が最も多かった。</p>
底質の状況	<p><文献その他の資料調査> 底質は、水質汚濁防止法第16条により沖縄県が策定した「水質測定計画」に基づき、海域（那覇港海域の1地点）、河川（久茂地川（No.81 泉崎橋）及び牧港川（No.100 境橋上流）の2地点）、で沖縄県が底質調査を実施している。 調査結果によると、各河川・海域ともに著しく高い値を示す地点はなく、暫定除去基準が設定されている水銀（25mg/kg）及びPCB（10mg/kg）においても、すべての地点で基準値以下であった。</p> <p><既存の現地調査> 平成25年度調査結果は以下のとおりである。 粒度組成の季節変化の傾向は、リーフ外・内ともに四季を通じて、概ね細砂以上（0.075mm以上）であり、シルト・粘土分は少なかった。 含水比は、四季を通じて22.1～49.7%であり、春季、夏季、秋季において、リーフ外の地点はリーフ内に比べて含水比が高くなる傾向がみられた。 強熱減量（IL）は、四季を通じて4.0～6.3%であった。 硫化物（T-S）は、四季を通じて定量下限値（0.01mg/g）未満～0.13mg/gであった。 化学的酸素要求量（COD）は、四季を通じて1.0～11mg/gであった。 底質中懸濁物質含量（SPSS）は、四季を通じて1.0～310kg/m³であった。 夏季の海域における含有試験項目含有試験項目（有機塩素化合物）及び溶出試験項目（全33項目）のうち、有害物質は全地点で水底土砂に係る判定基準を満たしていた。また、ダイオキシン類についても環境基準（10pg-TEQ/L以下）を満たしていた。 令和3年度調査結果は以下のとおりである。 含水率、化学的酸素要求量（COD）は、夏季と冬季で大きな差がない地点が多くみられた。硫化物（T-S）、強熱減量（IL）及びSPSSは、全調査地点で同程度もしくは夏季より冬季の方が少ない傾向がみられた。</p>
地下水の水質	<p><文献その他の資料調査> 沖縄県が実施した地下水の定期モニタリング調査結果において、浦添市の屋富祖及び当山において砒素の値が基準値を超過して検出された。</p>

表 3.2.4 (6) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(3) 土壌及び地盤環境	
地形の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>地形図からみた海岸地形等の変遷として、昭和 47 年以降、新港ふ頭地区や浦添ふ頭地区において埋立地や防波堤が築造されているが、それらの出現に伴った地形の変化は起きておらず、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）地先でこれまで海岸線の改変はほとんどない。</p> <p>航空写真からみた沿岸域地形等の変遷として、国土地理院等が撮影した航空写真を用いて、浦添ふ頭地区（北側）の沿岸域地形の変遷を概ね 10 年ごとの航空写真を比較することにより把握すると、海岸線や沿岸域の状況に明らかな変化はみられない。</p> <p>海岸線の分布として、「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査 データ編」（平成 10 年 3 月、環境省生物多様性センター）によれば、沖縄島中南部西海岸には、自然海岸が約 37.5km、半自然海岸が約 12.9km、人工海岸が約 71.0km の合計約 121.4km の海岸が存在している。このうち浦添市には、自然海岸が約 2.5km、半自然海岸が約 0.7km、人工海岸が約 11.5km の合計約 14.7km の海岸が存在する。</p> <p><既存の現地調査></p> <p>平成 25 年度調査結果として、埋立事業実施区域及びその周辺において、干潮時における岩礁の露出状況等について記録した。</p>
地質の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>海岸付近は沖積層及び琉球石灰岩が分布しており、陸には主に泥石及び砂岩が分布している。特に浦添市では砂岩の分布が目立つ。</p> <p>浦添市が行った土質調査（ボーリング調査）の調査結果において、調査地点付近は、島軸付近の標高 120m の首里台地から西へ一段と低い台地を経て、調査地点付近で沖積低地及び海岸のサンゴ礁地へと続いている。また、海域は、海岸線には沖側へ続く板状の「板干瀬」の分布も認められる浅海域となっており、サンゴ礁地形として特徴付けられる。</p>
貴重な地形・地質の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書（沖縄県）」（1989 年、環境庁）にて、「視対象である自然景観の骨格をなす地形・地質及び自然景観として認識される自然現象」を対象として、自然景観資源の位置及び特性等が調査されている。海成段丘の自然景観資源があり、海岸部を除くほぼ全域に広がっている。</p>
重要な地形の状況	<p><既存の現地調査></p> <p>平成 25 年度調査結果として、埋立事業実施区域及びその周辺において、重要な地形として、波食棚、ノッチ及び石切場跡について、分布状況を把握した。なお、ビーチロックは確認されなかった。</p>
土壌及び地盤の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>地盤沈下の原因は、主として地下水の過剰な汲み上げによる地層の収縮とされているが、沖縄県では、この現象による沈下事例は現在までのところ認められていない。</p> <p>また、埋立事業実施区域及びその周辺の土壌汚染についての報告はない。</p>

表 3.2.4 (7) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(4) 植物、動物及び生態系	
陸上植物	<p><文献その他の資料調査> 植生は主にナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群落、畑地雑草群落及びナガバカニクスースキ群落となっている。</p> <p><既存の現地調査> 平成 25 年度調査結果として、植物相では維管束植物は 76 科 260 種で、蘚苔類は 7 科 12 種であった。</p> <p>維管束植物は、埋立事業実施区域北側では 64 科 183 種、埋立事業実施区域南側では、61 科 212 種が確認された。蘚苔類は、埋立事業実施区域北側では 3 科 5 種、埋立事業実施区域南側では、7 科 10 種が確認された。</p> <p>重要な種について、維管束植物 6 種、蘚苔類 0 種であった。植物群落の出現状況は、調査の結果、25 群落に区分された。そのうち、9 群落が重要な植物群落として抽出された。</p>
陸上動物	<p><文献その他の資料調査> 沖縄県教育庁文化財課によると、文化財保護法に基づく天然記念物が 29 種指定されている。</p> <p><既存の現地調査> 平成 25 年度調査結果として、哺乳類は 3 目 3 科 5 種、両生類は 1 目 3 科 4 種、爬虫類は 1 目 3 科 4 種、鳥類は 6 目 18 科 41 種、昆虫類は 14 目 133 科 334 種、陸生貝類は 2 目 4 科 6 種、オカヤドカリは 1 目 1 科 4 種が確認された。</p> <p>重要な種について、哺乳類 3 種、鳥類 7 種、爬虫類 1 種、両生類 0 種、陸生貝類 1 種、昆虫類 4 種、オカヤドカリ類 4 種であった。</p> <p>令和 3 年度調査結果として、鳥類は 7 目 21 科 49 種確認された。重要な種について、鳥類 13 種が確認された。</p>

表 3.2.4 (8) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
<p>海域植物</p>	<p><文献その他の資料調査> 環境省が実施した「藻場調査（2018～2020 年度）」において、埋立事業実施区域周辺で、海藻藻場の分布が確認されている。</p> <p><既存の現地調査> 平成 25 年度調査結果は以下のとおりである。 植物プランクトンの総出現種類数は、冬季に 55 種類、春季に 69 種類、夏季に 65 種類、秋季に 54 種類であった。細胞数は、冬季に 24,880 細胞/L、春季に 44,253 細胞/L、夏季に 39,067 細胞/L、秋季に 21,780 細胞/L であった。 潮間帯生物（植物）の総出現種類数は、冬季に 18 種類、春季に 17 種類、夏季に 16 種類、秋季に 14 種類であった。湿重量は、冬季に 63.34g/0.09 m²、春季に 65.53g/0.09 m²、夏季に 6.92g/0.09 m²、秋季に 6.44g/0.09 m² であった。 海藻草類は、定点調査及び測線調査において、5 門 6 綱 24 目 55 科 223 種が確認された。 カサノリ類は、浦添ふ頭地区のリーフ内で、橋梁部前面を中心としてカサノリ及びホソエガサが広い範囲で確認された。カサノリとホソエガサの分布範囲は大きく変わらず、南側ではカサノリのみが生育している箇所がみられた。カサノリ及びホソエガサともに全生育箇所における被度は 5%未満であり、全域でホソエガサの被度はカサノリと比べて低かった。 重要な種の出現状況は、海藻草類 42 種であった。 令和 3 年度調査結果は以下のとおりである。 植物プランクトンの総出現種類数は、夏季 42 種類、冬季 89 種類であった。細胞数は、夏季に 21,137 細胞/L、冬季に 7,667 細胞/L であった。 海藻草類は、リーフ内の干出礁原において、海草藻場のほか海草類と海藻類の混生藻場がモザイク状に分布していた。 令和 3 年 12 月の調査では、カサノリ類は主に浦添ふ頭地区の橋梁部付近で確認された。1・2 月調査時では 12 月調査時に比べて分布域が橋梁南端部よりも南側に拡大した。カサノリ及びホソエガサの分布範囲は概ね重複しており、どちらも被度は 5%未満であった。 重要な種の出現状況は、海藻草類 15 種であった。</p>
<p>海域動物</p>	<p><文献その他の資料調査> 環境庁及び沖縄県によりサンゴ類の調査が行われており、環境庁の調査結果は、礁池内では被度 5%未満の造礁サンゴ群集と海草、砂底及び礫底等の底質が広がっている。沖縄県が平成 21 年度に実施した調査調査結果は、調査海域は西洲地先では部分的に被度が高い区域もみられるものの、礁原内のサンゴ類の被度は 5%未満であった。</p>

表 3.2.4 (9) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
<p>海域動物 (続き)</p>	<p><既存の現地調査> 平成 25 年度調査結果は以下のとおりである。 動物プランクトンの総出現種類数は、冬季に 69 種類、春季に 91 種類、夏季に 72 種類、秋季に 89 種類であった。個体数は、冬季に 2,864 個体/m³、春季に 7,062 個体/m³、夏季に 5,066 個体/m³、秋季に 6,693 個体/m³であった。 魚卵の総出現種類数は、冬季に 12 種類、春季に 27 種類、夏季に 24 種類、秋季に 24 種類であった。個体数は、冬季に 341 個体/150 m³、春季に 1,235 個体/150 m³、夏季に 2,196 個体/150 m³、秋季に 450 個体/150 m³であった。 仔稚魚の総出現種類数は、冬季に 51 種類、春季に 88 種類、夏季に 42 種類、秋季に 38 種類であった。個体数は、冬季に 108 個体/150 m³、春季に 195 個体/150 m³、夏季に 54 個体/150 m³、秋季に 29 個体/150 m³であった。 魚類の総出現種類数は、冬季に 205 種類、春季に 194 種類、夏季に 227 種類、秋季に 233 種類であった。測線の出現種類数は、冬季に 314 種類、春季に 283 種類、夏季に 338 種類、秋季に 329 種類であった。漁獲物の出現種類数は、冬季に 26 種類、春季に 13 種類、夏季に 29 種類、秋季に 26 種類であった。 底生生物（マクロベントス）の総出現種類数は、冬季に 147 種類、春季に 207 種類、夏季に 182 種類、秋季に 183 種類であった。個体数は、冬季に 79 個体/0.1m²、春季に 96 個体/0.1m²、夏季に 72 個体/0.1m²、秋季に 54 個体/0.1m²であった。 底生生物（メガロベントス）の総出現種類数は、冬季に 290 種類、春季に 362 種類、夏季に 328 種類、秋季に 311 種類であった。測線調査の出現種類数は、冬季に 353 種類、春季に 426 種類、夏季に 454 種類、秋季に 414 種類であった。 潮間帯生物（動物）の総出現種類数は、冬季に 40 種類、春季に 39 種類、夏季に 41 種類、秋季に 38 種類であった。個体数は、冬季に 110 個体/0.09 m²、春季に 82 個体/0.09 m²、夏季に 34 個体/0.09 m²、秋季に 31 個体/0.09 m²であった。 サンゴ類は、浦添ふ頭地区のリーフ外縁及び調査範囲南側のリーフ内を中心に確認され、全体で約 95ha であった。波当たりの強い場所であるリーフ外縁の被度 10%以上 50%以上の区域では、長径 20~40cm のミドリイシ属（コリンボース状及びテーブル状）が多く着生していた。 ウミガメ類の上陸跡及び産卵跡の調査は、平成 26 年 5~9 月に月 2 回の頻度で実施したが、上陸跡及び産卵跡は確認されなかった。 海産哺乳類であるジュゴン及びイルカ・クジラ類について、漁業者にヒアリングを実施した。 重要な種の出現状況は、魚類 11 種、マクロベントス 14 種、メガロベントス 29 種、サンゴ類 5 種、潮間帯生物（動物）1 種であった。</p>

表 3.2.4 (10) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
海域動物 (続き)	<p><既存の現地調査(続き)></p> <p>令和3年度調査結果は以下のとおりである。</p> <p>動物プランクトンの総出現種類数は、夏季に113種類、冬季に109種類であった。個体数は、夏季に9,913個体/m³、冬季に301個体/m³であった。</p> <p>魚卵の総出現種類数は、夏季に33種類、冬季に12種類であった。個数は、夏季に4,764個/曳網、冬季に767個/曳網であった。</p> <p>仔稚魚の総出現種類数は、夏季に18種類、冬季に5種類であった。個数は、夏季に50個/曳網、冬季に20個/曳網であった。</p> <p>魚類の総出現種類数は、夏季に111種類、冬季に108種類であった。</p> <p>底生生物(マクロベントス)の総出現種類数は、夏季に117種類、冬季に116種類であった。個体数は、夏季に35個体/0.1m²、冬季に97個体/0.1m²であった。</p> <p>底生生物(メガロベントス)の総出現種類数は、夏季に刺胞動物門1種類、軟体動物門43種類、環形動物門5種類、節足動物門37種類、棘皮動物門13種類、脊索動物門2種類、その他3種類、計104種類、冬季に刺胞動物門2種類、軟体動物門42種類、環形動物門5種類、節足動物門37種類、棘皮動物門16種類、脊索動物門1種類、その他2種類、計105種類であった。</p> <p>サンゴ類の主な出現種は夏季・冬季ともにコモンサンゴ属(樹枝状)で、分布面積は夏季、冬季ともに115.6haであった。</p> <p>重要な種の出現状況は、魚類1種、マクロベントス1種、メガロベントス14種、サンゴ類1種であった。</p>
(5) 景観	
景観資源の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>「第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査報告書(沖縄県)」(1989年、環境庁)では、「視対象である自然景観の骨格をなす地形、地質及び自然景観資源として認識される自然現象」を対象として、その位置、特性、眺望性、利用の現状等について調査が行われており、海成段丘が自然景観資源とされている。</p>
主要な眺望点及び眺望景観の状況	<p><文献その他の資料調査></p> <p>埋立事業実施区域を眺望可能と思われる地点・地域は、伊祖城跡、浦添市美術館、浦添市役所、浦添大公園、商業施設(浦添サンエーパルクシティ)、嘉数高台及び首里城の7地点となっている。埋立事業実施区域近傍においては、浦添市港川及び浦添市西洲が眺望点となる。</p>
眺望景観の状況	<p><既存の現地調査></p> <p>平成25年度調査結果として、埋立事業実施区域が視認可能な範囲として浦添市で4地点眺望点を抽出した。</p> <p>令和3年度調査結果として、対象地点において那覇港を望む複数の方角から景観写真を撮影し、主要な眺望景観の状況を把握した。</p>
囲繞景観の状況	<p><既存の現地調査></p> <p>平成25年度調査結果として、埋立事業実施区域及びその周辺の地形、底質の状況、海域生物の現地調査の結果等の整理・分析を行い、景観区を区分した。</p>

表 3.2.4 (11) 埋立事業実施区域及びその周辺における自然的状況

項目	埋立事業実施区域及びその周辺における概況
(6) 人と自然との触れ合いの活動の場	
人と自然との触れ合いの活動の場	<p><文献その他の資料調査> 主たる人と自然との触れ合い活動の場として、伊祖公園、浦添運動公園、浦添大公園など 11 の施設がある。</p> <p><既存の現地調査> 平成 31 年度調査結果の利用者数について、過年度に比べ利用者が多くみられた。4 月 7 日（浜下り日/休日）は、天候が晴れていたことや浦添北道路、臨港道路浦添線が開通したことによりはじめて利用する人が増えたことが要因と考えられた（なお、サンエー浦添西海岸パルコシティは開店前）。</p> <p>利用形態は、休日、浜下り日ともに潮干狩りが最も多い状況であり、主な利用形態に大きな変化はみられなかった。近年では、これまでの利用形態に加えて、海水浴・浜遊び、休憩・散歩及び釣りが比較的多くみられていた。</p>
(7) 歴史的・文化的環境	
史跡等の分布状況	<p><文献その他の資料調査> 国指定の史跡・名勝及び天然記念物が 16 件、市指定の史跡・名勝及び天然記念物が 53 件である。</p> <p>「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、埋立事業実施区域周辺では計 384 件が指定されている。</p> <p>その他の文化財として、埋立事業実施区域周辺では、「文化財保護法」に基づく指定はされていないが、地域の伝統的な行事及び祭礼等の場として信仰の対象となっている拝所や井泉及び湧水などが存在する。また、「浦添市西海岸の石切場跡」（平成 22 年 3 月、浦添市教育委員会）では、那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に先立ち埋立予定地にかかる字城間から仲西にかけての石切場跡 4 か所の記録保存調査が行われている。</p>
(8) 廃棄物等	<p>浦添市は、市内に一般廃棄物処理施設、粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設を整備している。</p> <p>那覇市、宜野湾市の一般廃棄物及び粗大ゴミは対象区域外で処理されており、那覇市は那覇市・南風原町環境施設組合（所在地：南風原町）、宜野湾市は倉浜衛生施設組合（所在地：沖縄市）で処理されている。廃棄物再生利用処理施設について、那覇市は南風原町内で処理され、宜野湾市には廃棄物再生利用処理施設はない。</p> <p>産業廃棄物処理は関係 3 市ともに、民間処理施設で処理されている</p>
(9) 放射線量	<p>「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（環境省 2015）」によると、一般環境中の放射性物質の環境基準等の基準は定められておらず、汚染状況の指標として「空間線量率」によって把握することが想定されている。</p> <p>埋立事業実施区域に最も近いモニタリングポストは那覇市（沖縄県庁）であり、空間放射線量率の範囲は、0.041～0.081 μSv/h である。</p>